

主治医 殿

美作大学附属幼稚園
園長 浦上 みゆき

治癒証明のお願い

お手数ですが幼稚園健康管理上必要なので、治癒証明をくださいますようお願い申し上げます。

治癒証明書（登園許可）	
美作大学附属幼稚園長	
	住所 _____
	園児名 _____
	生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生
上記の園児は _____ 月 _____ 日以来（ _____ ）にて加療中であつたが 治癒したので感染のおそれはなく _____ 月 _____ 日より集団生活可能と認めます。	
令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
	医療機関 _____
	医師名 _____ (印)

◎ 登園してはいけない病気（学校保健安全法施行規則第 19 条より抜粋）は、
治癒証明書が必要です。

感染症（コレラ、赤痢など）以外にも他の園児に感染するおそれがあるために、学校保健安全法により、
登園を停止させる病気があります。（下記の停止期間は原則的な基準であり、症状によって異なります。）

病名	登園停止の期間
百日ぜき	特有のせきが止まるまで
麻疹（はしか）	発疹を伴う発熱が解熱した後 3 日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹（3 日ばしか）	発疹がなくなるまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が、かさぶたになるまで
咽頭結膜炎（プール熱）	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで
腸管出血性大腸菌感染症 （O-157を含む） 流行性結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症	完全に治るまで ただし、専門医が適当と認める予防措置をしたとき、または症状 により感染のおそれがないと認めたときはこの限りではない

- ※ その他、医師が感染のおそれがあるものと判断されたものが含まれます。
※ その他の感染症については、感染病予防法などによって定められた期間、休園してください。

◎ インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症については学校保健安全法規則第 19 条により登園停止
期間が定められており、専用の登園停止経過報告書(別様式)の提出が必要です。

◎ 次については治癒証明は不要ですが、必ず受診し医師の指示に従ってください。
受診結果については速やかに幼稚園へ連絡してください。

溶連菌感染症	ウイルス性肝炎	手足口病	伝染性紅斑	ヘルパンギーナ
マイコプラズマ肺炎	流行性嘔吐下痢症	頭ジラミ	水いぼ	とびひ
RS ウイルス				